



まいづる

農業委員会だより

No.
72

令和5年3月

発行／舞鶴市農業委員会 舞鶴市字北吸1044 TEL 66-1023 FAX 62-9891



日本の原風景とも言える棚田。

棚田は先人達が山や谷を切り開き、急傾斜地に作られた田んぼで汗の結晶です。

中には、高さ100mに100段も積み上がり、一枚が0.5a位の広さで、機械も入らない所もあります。

農地の担い手が減少し、かつ高齢化により保全ができなくなり荒廃の危機に面しています。

舞鶴の中にあっては、ほ場整備で変形田は少なくなりつつありますが、残されている棚田は耕作放棄地になってきています。農林水産省が出している「日本の棚田百選」には府内から大江町(福知山市)と丹後町(京丹後市)が選ばれています。(嵯峨根委員)

主な内容

- 要望書提出……………2～3
- 京力農場プランの現状
(白屋地区)…………… 4
- 万願寺甘とう栽培今昔 …… 5
- 舞鶴の農村集落紹介 大俣
農業委員・農地利用最適化
推進委員研修会 …………… 6
- 舞鶴の農家住宅 …………… 7
- 農地の賃借料情報等 …… 8

要望書提出

平素は舞鶴市政の推進に、鋭意、お取り組みいただいておりますことに深く敬意を表します。また、農業委員会活動に格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。とりわけ、本市の農業振興について多大なるご尽力を賜っておりますことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、農業分野における情勢は、本年も新型コロナウイルスの感染拡大による影響が長引き、飲食店等、外食産業の営業・利用自粛による需要の減少などによる大きな影響、とりわけ米価の下落は、販売農家や地域の集落営農組織に重大な影響を生じ深刻な事態となっているところであり、重ねて、世界情勢の影響に伴う肥料や燃料などの物価高騰による生産コストの増大、就農者の高齢化や後継者不足、農業所得の低迷など、本市の農業を取り巻く環境は極めて厳しい状況が続いております。

このような中、本農業委員会といたしましても、農地プランの法定化を含む農業経営基盤強化促進法等関連法の改正を踏まえ、更なる農地利用の最適化の実現に向け、市が行う農業施策と連携しながら、地域の農地を守り活かす活動を継続し、本市の農業振興に尽力してまいりますので、市におかれましては、地域農業の維持発展のためご奮闘いただきますようお願い申し上げます。

令和5年度舞鶴市農業施策等に関する意見書

令和5年度予算編成にあたり、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、舞鶴市の農地等の利用の最適化の推進に関する施策等に反映されるよう意見書を提出します。

令和4年12月20日

舞鶴市長 多々見 良三 様

舞鶴市農業委員会
会長 今田 壽孝

【最重点項目】

1. 農業用資材・肥料・飼料や原油等の価格高騰対策、米価の下落対策等

世界情勢等による原油価格高騰に伴い、肥料等の価格高騰が続いており、農家は大きな打撃を受けている。農業経営への影響を最小限に抑えるため、支援策を早期に実施されたい。

2. 「地域計画（京力農場プラン）」の策定の推進

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の成立により、地域農業の将来設計図となる「地域計画」の策定が義務付けられた。今後、計画策定に係る業務が増大することから、事務局職員の増員など体制の充実・強化を図られたい。

3. 多様な担い手の確保

集落営農組織支援のため共同機械の購入費への支援や、スマート農業の促進を図るなど、担い手となる営農組織や、農業後継者、新規就農者が安定した農業経営を図れるよう、一層の支援策を講じられたい。

4. 有害鳥獣対策の強化

有害鳥獣対策強化のため、市担当者の増員や有害鳥獣対策予算を増額するなど体制強化を図られたい。特にクマの出没は、農家はもとより人への危害が懸念されることから対策の強化を講じられたい。

最重点項目

1 農業用資材・肥料・飼料や原油等の価格高騰対策、米価の下落対策等について

① コロナ禍からの世界情勢、円安による原油価格高騰等に伴い、肥料等の価格高騰が続いており、農家は大きな打撃を受けている。更には価格高騰の長期化も予測されていることから、農業者の不安が広がっている。農業経営への影響を最小限に抑えるため、支援策を早期に実施されたい。併せて、国や京都府に持続可能な農業経営を図ることができるとの対策を講じていただくよう強力に働きかけていただきたい。

② 人口減少やコロナ禍で落ち込んだ米価の大幅な下落に対して、地域の集落営農組織などから懸念の声が上がっていることから、国の「収入減少影響緩和交付金」や「水田活用の直接支払金(産地交付金)」など、既存の支援策の積極的な周知を図られたい。

③ 「水田活用の直接支払金(産地交付金)」については、令和4年度に見直しが行われ、今後5年間で一度も水稲の作付けが行われない農地は交付の対象外とするとされた。減反政策を進める一方、5年に一度の水稲の作付けを条件とすることについては相反するものであり、また、ハウス栽培等を行っているところは翌年に稲作を行うことは非常に困難なことが多く現実的ではないと考える。

このような施策の転換は、農業者にとって将来不安しなく離農・耕作放棄の増加が危惧されるものである。ついては、施策の見直しについて改めるよう国・京都府に対し強力に働きかけていただきたい。

④ 国や京都府とも連携しながらさらなる対策を検討されたい。

2 「地域計画（京力農場プラン）」の策定の推進について

① 農業の担い手減少や高齢化が進行する中、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の成立により、持続可能な農業や集落づくりに資するため、地域農業の将来設計図となる「地域計画（京力農場プラン）」が、今後2年間で全対象地域において策定することが義務付けられたところである。現在、市内の約20集落において話し合いを進められているが、今後一層、地域での話し合い等の取組みが増えることなど計画策定業務が新たに増加し、必然的に本委員会の業務量も増大することから、事務局職員の増員など体制の充実・強化を図られたい。併せて、業務量の増大に伴う農業委員会活動費についても、十分に手当てされるよう増額を講じていただくとともに、国や京都府に対し、活動費に対する支援の増額を要望されたい。

3 多様な担い手の確保について

① 中小規模の経営体や農業を副次的に営む半農半Xの経営体等、多様な経営体を認定農業者等とともに積極的に担い手と位置づけ、その後押しをするなど担い手確保のための施策を講じられたい。また、積極的に女性・青年層等の意見を取り入れ、農業における労働環境の改善につながる施策展開など、農業の魅力向上を図り、新規就農者の確保に努められたい。

② 集落営農組織の支援のため共同利用機械の購入費への支援や、ドローンをはじめとしたICTを活用したスマート農業の促進を図るなど、今後担い手となる営農組織や、農業後継者、新規就農者が安定した農業経営を図れるよう、一層の支援策を講じられたい。

③ 農業の新たな担い手及び集落での担い手づくりのため、農村への移住促進や空き家バンク制度について、一層の拡充を図られたい。また、空き家に付随する農地の取得手続き、農地中間管理事業に係る業務など、本委員会の所管事務が増大していることから、事務局職員の増

員を図るなどの体制の充実に努められたい。

4 有害鳥獣対策の強化について

- ①有害鳥獣対策強化のため、市担当職員を増員や有害鳥獣対策予算の増額などの体制強化を図られたい。
- ②クマの目撃情報が著しく増加し、農業への影響はもとより人への危害を懸念しなければならぬ事態を踏まえ、個体管理については、引き続き農村集落等での人的被害を回避する視点で京都市に強く要望されたい。
- ③増え続けるニホンジカ、イノシシ等を防除する防護柵（電気柵、メッシュ等）設置について、国の予算の増額を強く要望し継続して事業実施されたい。
- ④ニホンザルの被害を減少させるため、京都市に対し個体数調整が円滑に行えるように、関係予算の増額を強く要望されたい。また、市と住民が共に協働してニホンザル追払いができるよう、引き続き、防除と捕獲体制を強化されたい。
- ⑤農業者による自衛策の強化として、わな猟免許の取得等の際には、個人負担が不要となるような制度設計とするなど補助制度の拡充に努められたい。

重点項目

5 遊休農地（耕作放棄地）の解消、未然防止に向けた対策の強化について

- ①遊休農地（耕作放棄地）の解消をめざす農家と地域や団体、新規就農者等に対して、農地中間管理機構関連の施策や多面的機能支払交付金等について積極的な情報提供等を実施されたい。
- ②既存の施策だけでなく、遊休農地（耕作放棄地）解消のための新しい制度等を国や京都市に積極的に働きかけられたい。
- ③多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払制度の対象とならない遊休農地（耕作放棄地）であっても、農地・農村の自然環境、景観、防災・減災能力等の維持、荒廃農地の未然防止のため、地域の農地を守り活かす活動は

重要であることから、地域で行う農地の維持・保全・管理する活動に支援を行われたい。

6 特産物の生産振興、地産地消、食育教育の推進について

- ①「万願寺甘とう」や「舞鶴茶」などの生産振興を一層進めるほか、新たに設けられた「食のブランド推進係」を中心に、既存の「ふるさと舞鶴めぐりブランド」等を活用するなど、地場産品のPRや販路拡大、舞鶴ならではのブランド化を一層推進されたい。また、舞鶴産品をPRする機会を積極的に創出されたい。
- ②京都市北部地方卸売市場を積極的に活用して、京都丹の国農業協同組合等と協力し、地場産農産物の生産拡大を図られたい。
- ③地産地消を推進するため、小中学校等の給食における地元産米・地元食材の利用拡大や、生産者と協働した出前授業、農作業体験学習など、食育の推進に努力されたい。
- ④農業の6次産業化を支援する枠組みを強化されたい。特に女性農業者の感性を活かすことができる地場産品を用いた加工産品などの取組支援に努められたい。
- ⑤「京式部」など新たな米の品種開発、丹波大納言小豆・紫ずきん等「京のブランド産品」の生産拡大、さらには本市に合った特産物の開発等について、京都市・京都丹の国農業協同組合等と連携して施策を検討されたい。

7 農地集積やほ場整備事業の促進について

- ①平成30年度から制度化された農地中間管理機構関連農地整備事業において、地域の合意形成づくりへの支援を行われたい。
- ②担い手等への農地集積を推進するため、農地中間管理事業を活用した取組みにおいて情報提供や指導等の支援を行われたい。
- ③農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の成立により、今後2年を目標に、農地の貸借が農地中間管理事業に一本化される。一部申請書類等の簡素化は図られると聞いているが、農業委員会の事務負担が増すこ

とになるため、体制の強化をお願いするとともに、市町村に過度な負担を押し付けないよう京都市に働きかけられたい。

8 自然災害による被害からの復旧・復興施策について

- ①自然災害の際には、その都度、積極的に補正予算が組まれるなどの対応がなされているが、今後とも災害発生の折には、早急に必要な支援策を講じられたい。併せて、災害被害は農業の担い手や新規就農者等にとって大きな痛手となることから、水害に強い農業経営について検討・研究を実施されたい。
- ②水害においては、毎回、同じ農地が被害を受けることを考慮し、土砂やごみの撤去、畔の復旧等に経費や労力がかかる場合などには、補助率の引き上げ等を行うなどの措置を検討されたい。また、被災した農地が一筆であっても補助対象となるよう検討されたい。

多々見市長へ要望書提出



京力農場プランの現状（白屋地区）

昔の話になるが白屋地区は、昭和14年に国の政策により、家屋・山林、加えて多くの田畑を手放し、現在の土地に移転（22戸）した。新たに、面積も少なく異形地が多い農地を得て長年耕作してきた。

昭和の終り頃には農業者の高齢化により耕作継続が苦しくなった。若者は地元や他府県で勤務。農業の労働力不足を担うに至らなかった。それでも地区農業者は田畑を守る意思は強かった。

昭和の耕作継続対策

そこで対策として、若者が振り向くことも期待し、農作業の効率化と労力の軽減ができ、有利な耕作が継続できるよう、農地隣接の吉野地区農業者と合同の話し合いを重ね、圃場整備をすることになった。

昭和62年頃「土地改良総合整備事業」に、二地区の圃場整備を申請。結果、事業費の3割受益者負担で実施する通知が下り、平成元年に圃場整備が完了した。個人所有農地の集約化ができ、大型機械化、高齢者の省力化が望め、耕作を継続する気運と共に、高齢者も頑張れるところまで耕作を続けることになった。

不耕作地の対策に「通い農業者」

平成25年頃になると、頑張った高齢者にも耕作放棄地の拡大が始まった。高齢者の跡継

ぎは勤務もあり、また、採算があわない農業には力が入らない。

そこで、窮地の対策として地区外の耕作希望者を探すこととし、同期農業委員や他地区民から情報を集め、希望者に「通い農業」の依頼をした。2名の確保が出来、利用権を設定し、当面の不耕作地の縮小に繋がった。

京力農場プランに取り組み

農業者は高齢化によりやがて農地を離れる。農地を引き継ぐ者がなければ問題は繰り返される。繰り返しを避けるための仕組み作りが必要となる。

当地区の農地を維持継続させるため、平成28年3月・令和5年3月に京力農場プランを作成し、中核的担い手には通い農業者2名、地元農業者1名で構成。現在その担い手は地区農地面積の約34%を受け持っている。

通い農業者の主な特産物は、ハウス内での溶液栽培による万願寺甘とう。

路地で、野菜を季節ごとに多品種栽培し、SNS等で広がる口コミ販売などにより、収益向上を目指し奮闘中。

地区は京力農場プラン実質化を深め、さらに担い手の確保・バックアップにより農地の長期維持につなげたい。

（松岡委員）



通い農業者の圃場

万願寺甘とう栽培今昔

現在、万願寺甘とうは京都丹の国農協で広く栽培されていますが、その初期段階でのお話を山口道夫さん（万願寺）にお聞きしました。

万願寺甘とうを栽培したきっかけは定年退職し、舞鶴に帰って来て、その2〜3年後から当時中筋農協が取組をしていた「万願寺甘とう」が評判も良く期待されていたので、発祥の地万願寺に住み、僅かながらの田畑も所有していたので、甘とうをメインとする農業



山口さんと一緒に栽培の仕事をしておられる息子さんと（自宅前）

をやり始めました。

当初は色々分からないことが多く、農協に相談したり、近所の農家に聞いたりして、60㎡のビニールハウスを建て、慎重に取組みました。農業に従事し、地元の名前の付いた「万願寺甘とう」を栽培することは、地域の名前を広げ、購入者に対する責任を持って仕事をすると、使命感の様なものを感じました。当初は日本の苗を植え、「何とか育てくれ」と祈る様に愛情をもって栽培に励みました。地元の農家の方が、昔に自家栽培した唐辛子をリヤカーで街に売りに行かれ、評判を呼び、たくさん売れたとのことで、良い野菜を栽培している安心感と自信を感じて来ました。当時、まだ舞鶴の有名野菜になる過程での重要な時期に万願寺甘とうをコツコツ真面目に向き合って栽培して来た事が間違い無かったと確信した事を思い出します。

その後、農協が中筋農協から京都丹の国農協へと規模が大きくなり、品質面では辛みが全く発生しない品種に改良されました。私も最近ビニールハウス3棟を建て直し、生産規模を少し広げ、農協の集荷場（舞鶴検品場）に出荷しています。なかなか大変な仕事もあるので、家族の協力も有り、仕事を続けられる幸せを感じ、感謝している所です。振り返れば、以前に水害でビニールハウスが膝までの水に浸かり、甘とうが全滅したこともあり



山口さんのビニールハウス、3棟

ました。それでも何とか今まで「万願寺甘とう」を栽培して来られたのは、地域の名が付いた甘とうへの愛情と家族の協力のおかげです。

お話を伺いして

万願寺甘とうの栽培を今日まで頑張ってきた山口さんのお話を聞かせて頂き、本当に感動しました。これからも情熱をもって万願寺甘とうに取り組んで下さい。

（櫻井委員）

舞鶴の農村集落紹介 大俣 砥石ヶ岳と寺坂吉右衛門

岡田上地区の大俣は、国道175号線、地頭交差点から京都縦貫自動車道路舞鶴・大江インターチェンジ方面2km先から全長5kmに亘る風光明媚な山村地域で、野菜作り、米作りを中心とした地域です。

大俣のほぼ中間には、大俣のそここから仰げる標高407mの砥石ヶ岳がそびえています。大俣を抜けると宮津市に入り、直ぐに京都丹後鉄道の辛皮駅に着きます。さらに進むと大江山(普甲峠)を抜け天橋立へと通じています。

居住民家は、松川沿いに61戸が点在し、約120人が居住しています。居住者は独居または、夫婦二人暮らしの高齢者世帯が多数を占めています。

大俣は、静かな山村ではありますが、その他にもいろいろな言い伝えのある土地柄です。

元禄15年12月14日、大石内蔵助以下47名の赤穂浪士が吉良邸に討ち入り、主君の仇を討った話は忠臣蔵として有名です。その中に報告係として地味な任務を果たした寺坂吉右衛門という人が居りました。



討ち入り当日、吉右衛門は戦列から離れて、戦況を見届け、雪の南部坂を一気に駆け

けて亡君の妻、遥泉院の下へ事の次第を報告しました。その後、但馬の大石りく(大石内蔵助の妻)のもとへ足を運ぶのですが、その前に、大石りくの弟の養子先である大江町市原に立ち寄りました。そこから、桑飼下を経て由良川を渡り、大俣を縦断して宮津に入り、出石へと向かったとのこと(参考/ふるさとのお話)。今では、大俣の奥柵葉からひと山(低山)越で大江町毛原(棚田)へぬけるハイキングコースがあります。(岩崎委員)

農業委員・農地利用最適化 推進委員研修会

京力農場プランの強化に向けた研修会を開催しました

令和5年度から京力農場プランが地域計画として、法制化されるのに伴い、令和5年1月24日(火)と2月21日(火)の両日、農業委員・農地利用最適化推進委員を対象に、ファシリテーション研修を行いました。この研修では、地域計画の策定段階で地元の農家や住民の方々と建設的な会議をするにはどうすれば良いのか、どうすれば意見が出やすくなるのか等について、グループワークを行いました。

1月24日の第1回目では、「参加者の気おくれ感をなくす手法」「意見を出しやすい雰囲気づくり」など、実際の集落の話し合いでの参加しやすい場づくりや進め方について、ワークショップを通じて学びました。

2月21日の第2回目では、各委員が抱える不安を払拭するために、改めて委員の立場を明確にし、委員として共通の自己紹介ができるようなネタづくりを行いました。

また、話し合いの場でどのような質問をすれば、出された意見が膨らんでいくのか、建設的な話し合いに繋がっていくのか、質問の仕方についても学びました。

農業委員・農地利用最適化推進委員には、中立的な立場から「集落の話し合いがうまく進み、参加者が話しやすく、やる気になるためのお手伝いをする」そんな進行促進の役割が求められます。

今後は、地域に入って話し合いの折に、研修の成果を活かしていけるよう頑張ります。



舞鶴の農家住宅

農家住宅の空き家対策

空き家バンクの活用について

このコラムでは大切に持ち主から守り続けられている農家住宅を紹介してきました。紹介した農家住宅は、地域の大切な建築物として、美しい農村景観の重要な構成要素となっていました。一方、農村地域は人口減少に伴い、空き家が増加しています。舞鶴市では農村地域だけではなく、市街地でも同じ問題を抱えています。このような空き家対策、移住促進の一つとして舞鶴市は「空き家バンク」を運営しています。

加佐地域での空き家調査



数年間の新型コロナウイルスの感染拡大により、生活や働き方が変化しました。リモートワークの普及が急速に進み、働き方が多様化しています。今後、農村移住はより多くの人々の選択肢となると考

えられます。私の研究室（舞鶴高専建設システム工学科尾上研究室）の調査では、舞鶴市の加佐地域で平成12年から令和2年までに「空き家バンク」を利用して61世帯が移住しています。この結果からも「空き家バンク」は空き家対策、農村移住の促進に効果があることが分かります。現在の「空き家バンク」は、市街地と農村地域の空き家が同列で紹介されています。尾上研究室では、農村地域への移住希望者にとって、さらに分かりやすく、物件と共に周辺環境などの魅力を収集できる「空き家バンク」の内容にすることが必要であると考えました。現在の物件評価（物件紹介の項目）を検証すると、農家住宅の魅力を伝えるには情報が不足していると分かりました。そこで、現地調査、

舞鶴市の空き家バンク <https://maizuru-iju.com/akiya/>

新たな物件評価の提案

| 評価項目1 | 評価項目2 | |
|----------|---|--|
| | 新設項目 | 既存項目 |
| 周辺環境 | <ul style="list-style-type: none"> ● 良い眺望がある ● 集落である ● 静かな場所である | <ul style="list-style-type: none"> ● 法的立地環境 ● 交通の便利が良い ● 安全な場所である |
| 建物の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ● 古民家の雰囲気を残している ● 庭の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ● 建物の大きさ ● 建物の新しさ ● 付帯建物の状況 |
| 田畑の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ● 田畑がない ● 田畑が家から近い | <ul style="list-style-type: none"> ● 田畑がある ● 営農支援がある |
| 近隣コミュニティ | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の行事がある ● 周辺に一定数の民家がある ● 集落に移住者を受け入れる雰囲気がある ● 地域と一定のプライバシーを保つことができる | <ul style="list-style-type: none"> ● 入居条件 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ● セルフリノベーションが容易である | <ul style="list-style-type: none"> ● 価格 ● 設備の状況 |

移住者へのアンケート・聞き取り調査から、農村住宅の物件評価を新たに作成・提案しました。「周辺環境」（眺望など）、「建物状況」（古民家の雰囲気や庭など）、「田畑の状況」（田畑の場所など）、「近隣コミュニティ」（地域の状況など）を加えることで、建物と共に農村地域の景観やゆとりのあるライフスタイルの魅力を伝える事ができると考えました。「空き家バンク」をきっかけとして、舞鶴の農村地域を多くの移住希望者に知ってもらい、空き家を減らし、農業、美しい農村景観を維持・活性化できればと思います。地域住民、農業委員、農地利用最適化推進委員と一緒に考え工夫して空き家対策が進むことが望まれます。（尾上委員）

農地の賃借料情報

農地法第52条に基づき、賃借料の情報提供を行います。
 下記の表は、令和4年1月から12月までに締結(公告)された賃借料です。
 利用権設定件数(新規・更新)は65筆、うち使用貸借(無償)は55筆です。

| 田(水稻)の部 | | | | | 畑の部 | | | | |
|---------------|--------|--------|--------|------|---------------|--------|--------|--------|------|
| 金額はいずれも10a当たり | | | | | 金額はいずれも10a当たり | | | | |
| 農地の所在地 | 平均額(円) | 最高額(円) | 最低額(円) | 契約筆数 | 農地の所在地 | 平均額(円) | 最高額(円) | 最低額(円) | 契約筆数 |
| 東地区 | — | — | — | 0 | 東地区 | — | — | — | 0 |
| 西地区 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 8 | 西地区 | — | — | — | 0 |
| 加佐地区 | — | — | — | 0 | 加佐地区 | 200 | 200 | 200 | 2 |

- 注) 1. 金額を記載していない区分は、賃貸借の事例がなかった箇所です。
 2. 金額は算出結果を100円未満切り捨てて表示しています。
 3. 上記の情報は、農地法第52条の規定に基づき、参考として提供するものですので、農地の賃借に当たっては、当事者間で十分に話し合ったうえで契約してください。

農業者年金

で安心、豊かな老後を!

- 農業者なら広く加入OK
- 保険料は自由に設定OK
- 税制上の優遇措置あり
- 少子高齢時代に強い年金
- 農業の担い手には手厚い政策支援
- 終身年金で80歳まで保証

農業者年金に加入しましょう



農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金(TEL:03-3502-3199)にお問い合わせください。

(農業者年金加入推進部長 霜尾委員)

この国の農と食を伝えます。

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業総合専門誌です。

全国農業新聞

週刊 金曜日発行
 月700円、年8,400円
(消費税込)

■購読のお申し込みは、農業委員会事務局へ
 TEL 0773-66-1023
 ■発行所 全国農業会議所

| | |
|------|---------|
| 委員長 | 嵯峨根 秀 樹 |
| 副委員長 | 松本 圭 司 |
| 委員 | 淡路 辰 己 |
| 委員 | 大石 昌 彊 |
| 委員 | 尾上 亮 介 |
| 委員 | 櫻井 昭 秀 |

● 広報委員 ●

■ 広報委員辞令後、全世界に行動制限を課したコロナ蔓延の三年間。突然のロシアによるウクライナ侵攻が世界経済に混乱を招き、持てる国と持たざる国の冷酷な現実を見せ付けられて既に一年。

■ そして、地球温暖化や絶え間なく世界中で起きる自然大災害等全ての農業者、或は人類に取っても、永遠の戦い。

■ さて、次号から、新しいメンバーによる発行となります。身近な農家の方々や、十年先の農業の姿や農業委員会の活動や農政などの情報提供等、皆様に興味を持って頂ける「だより」となりますよう、一層の御協力、御支援をお願い申し上げます。
 (松本委員)

編集後記